

人をつなぎ、新しい動きを創る情報マガジン

ねっとWORK

2022.
4月号
Vol.72



特集1：働き方・休み方改革取組事例集（令和3年度）

特集2：新入社員の入社手続き

連載：クマ先生の労務相談

「在宅時の通勤手当」は社会保険料の算定に含める含めない？」

「働き方・休み方改革取組事例集（令和3年度）」が掲載されました



厚生労働省の、働き方・休み方改善ポータルサイト(<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>)に「働き方・休み方改革取組事例集（令和3年度）」が掲載されました。

「次の働き方改革」へ

「働き方改革」は、これまでの労働時間削減等を目指す段階から、従業員のやりがいを高めていくことなどを目指す新たな段階「働き方改革フェーズⅡ」が推進されています。

「フェーズⅡ」では、実情に合わせた多様な方法が期待され、これまでの段階より企業ごとの特色が表れてくることが想定されます。



ぜひ、事例集をご活用ください

今回掲載された事例集では、働き方・休み方改革を推進する目的に焦点を置き、20社の企業事例が紹介されています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止や今後の事業展開を見据えた、新しい働き方を推進している企業事例についても掲載されており、近年注目される週休3日制についてもいくつか取り上げられています。

ぜひ、自社の働き方・休み方の課題解決に向けて、事例集をご活用ください。
また、働き方・休み方に関するご相談も承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

朝型の執筆者としては
「朝型勤務の導入」に魅力を感じました!



参照

「働き方・休み方改革取組事例集（令和3年度）」

働き方・休み方改善ポータルサイト(<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

新入社員の入社手続き



採用した新入社員に関する手続きは人事労務担当者の重要な業務です。新入社員が安心して働けるよう、必要書類の準備や社会保険や雇用保険の手続きはスムーズに行いましょう。

事前に準備する書類

入社時に回収します。

- ☐ 雇用契約書または労働条件通知書

必ず提出してもらう書類や確認すべき情報

入社時に回収、確認します。

- ☐ 年金手帳
- ☐ 前職がある場合、雇用保険被保険者証
- ☐ 前職がある場合、源泉徴収票
- ☐ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ☐ マイナンバー ☐ 給与振込先

必要であれば提出してもらう書類や確認する情報

入社時に回収、確認します。

- ☐ 入社承諾書 ☐ 誓約書 ☐ 身元保証書
- ☐ 住民票記載事項証明書 ☐ 健康診断書
- ☐ 資格免許証等の資格証明書類
- ☐ 家族情報 ☐ 通勤手段

必要な手続き（健康保険・厚生年金、雇用保険、住民税）

- ☐ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ☐ 年金事務所等へ
 - ☐ 家族がいる場合、健康保険被扶養者（異動）届
 - ☐ 配偶者が第3号被保険者の場合、国民年金第3号被保険者関係届
- ☐ ハローワークへ
 - ☐ 雇用保険被保険者資格取得届
- ☐ 新入社員居住の市町村へ
 - ☐ 普通徴収から特別徴収への変更依頼書（特別徴収へ切替を希望する場合）

採用した新入社員に安心して働いてもらうために、スムーズな入社手続きは不可欠です。とりわけ社会保険や雇用保険の手続きを優先し、いつまでに何をすべきかしっかり確認しましょう。

クマ先生の労務相談

第7回『在宅時の通勤手当』は社会保険料の算定に含める含めない？

コロナウィルスが流行して以降、うちでは感染防止対策の一環として在宅勤務を推奨してきました。出社は本人の意思に任せて通勤費は実費精算（往復の通勤費×出社回数）として社会保険料の算定に含めてきたのですが、社員から「この場合の通勤費は実費で精算しているのだから、経費扱いで社会保険料の算定外なのでは？」と指摘受けました。会社としてはいままでの対応が間違いではないと思っているのですが私自身、根拠もわからず自信がなく。。。

人事担当

結論から言うと貴社の通勤費の取り扱い「実費精算（往復の通勤費×出社回数）を社会保険料の算定に含む」は問題ございません。支給の方法を問わず自宅と就業場所（所属事業所）との間の往復に要する費用は、原則、社会保険料の算定の基礎となる報酬に含まれることとされています。



クマ先生

間違いがなくてよかったです。社会保険に含めない例外はあるのですか？

人事担当

はい。例外にはなりますが、労働契約上の労務の提供地が自宅の場合、業務命令により会社等に一時的に出社し、その移動にかかる実費を会社が負担する場合、その費用は原則として実費弁償と認められ、社会保険料・労働保険料等の算定基礎となる報酬等・賃金には含まれないこととなっています。



クマ先生

なるほど、働く場所が自宅、会社の命令により一時的に出社、実費精算など一定の条件がそろった時だけ社会保険に含めないことができるのですね。

人事担当

はい。在宅の期間も長くなってきたので一度ルールを見直していきましょう！



クマ先生

Hot topic

令和4年4月1日より民法改正により
成年年齢が引き下げ

4月に新年度を迎え、心機一転新しい環境のスタートを切る方が多いのではないのでしょうか。例年4月は法改正・施行に伴い身の回りの変化が起きますが、特に令和4年4月1日は民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、成年が一気に増えました。

これからは、18歳から親による法律上の保護を抜け、自らの判断で契約を締結することができるようになったり、職業や居所を親の許可なく決められ、財産を自らが管理することになります。18歳、19歳の権利が拡大する一方で、契約締結による義務も発生します。

もともと労働基準法では、18歳未満を年少者として定め、就業上制限をしています。今回の改正により、民法－労働法間の保護対象年齢が統一され、18歳以上の労働者は、他の社会人とはほぼ変わらない法律上の扱いとなります。

法律上の扱いが変わったとしても18歳はまだまだ幼く経験が浅いため、不意にトラブルに巻き込まれないよう会社として見守り、応援してあげることが大切です。

編集後記

新年度、新学期が始まり、新たな生活をスタートされた方もいらっしゃると思います。慣れるまでは大変ですが、1つ1つ丁寧にやっていきたいものです。

お困りごと、ご質問などございましたら、お気軽にMRパートナーズにお問い合わせくださいませ！従業員一同、専門性を高めて安心して働けるシアワセ職場づくりに励んで参ります！！

発行：社会保険労務士法人
MRパートナーズ むさしの労政
武蔵野市吉祥寺本町1-10-31
NMF吉祥寺本町ビル4F

★バックナンバーはHPでも見ることができます
<http://www.rousei.com>